

生駒市福祉センター指定管理者候補者選定委員会
平成27年度 第1回委員会 議事録

平成27年7月30日（木）

午後3時～午後4時30分

生駒市役所 401・402会議室

	<p>日 時：平成27年7月30日（木）午後3時～4時30分</p> <p>場 所：生駒市役所401・402会議室</p> <p>参加者：生駒市福祉センター指定管理者候補者選定委員 医師、学識経験者、中小企業診断士、坂本千鶴市長公室部長、影林洋一福祉部長（文中敬称略） 生駒市事務局</p>
事務局	<p>（委員会開催の挨拶と委員長・副委員長選出）</p> <p>委員長：医師 副委員長：学識経験者</p>
委員長	<p>（委員長による挨拶）</p>
事務局	<p>議事についてはお手元の次第に従い、順次ご審査をしていただきたい。議事進行を委員長にお願いする。</p>
委員長	<p>それでは、第1回生駒市福祉センター指定管理者候補者の会議を開催する。まずは、案件（1）の「生駒市福祉センターの概要について」事務局から説明をしていただきたい。</p>
事務局	<p>まず、案件1の「福祉センターの概要について」であるが、お手元の資料1と2は委員会設置要綱と各委員の資料である。先ほど申し上げた案件1については資料3である。資料3をご覧ください。</p> <p>（資料3説明）</p>
委員長	<p>ただいま説明があったが、このことについて、質疑に入る。何かご意見、ご質問等はないか。</p> <p>（質問無し）</p> <p>特に無いため、案件（2）「生駒市福祉センター指定管理者候補者の選定方法について」と（3）「生駒市福祉センター指定管理者候補者選定要項(案)、管理運営基準(案)、仕様書(案)」について、一括して事務局から説明をしていただく。</p>
事務局	<p>資料の4から8まで一括して説明させていただきたい。先ほど申し上げた、現在の指定管理者である社会福祉協議会とボランティアとの関係、そしてボランティアにより実施される障害者サービスの円滑な継続、このようなことを鑑みて、事務局としては、現在の指定管理者である生駒市社会福祉協議会</p>

	<p>を非公募で指定管理候補者として審査していただきたいと考えている。そして、あわせて指定管理期間を10年間にしたいと考えている。この理由について、ご説明させていただく。</p> <p>(資料4～8説明)</p>
委員長	<p>ただいま説明があったが、何かご意見、ご質問等はないか。</p> <p>立地条件として、土砂災害の可能性がゼロではないと感じるのだが。</p>
事務局	<p>立地上、施設の運用上、制限はない。土砂災害警戒区域に指定後において当該施設を設置することはないが、福祉センターの場合は既に建っているところへ危険区域に指定(平成25年4月)されている。そのような所は地域防災計画に基づき、避難計画などを策定することになっている。このことに関しては危機管理課とマニュアルを含め、協議して対応しようとしているところである。法的に問題はないが、懸念としては当然、土砂災害警戒区域内ということである。しかし代替できるような施設が見いだせないので今まで通り運用・活用していきたい。</p>
委員	<p>そのことに関し、県に砂防ダムなど、工事をやっていただけるような話があるようだが。</p>
事務局	<p>委員がおっしゃったように工事の予定はある。県の方も、福祉施設であり不代替施設であるという認識を持っているので、県全体のスピードとしてはともかく、優先順位としては高いランクで工事を進めようと、市建設部と県の河川部局で調整していただいている。土砂災害を緩和するような施設を造ることになるかと思う。</p>
委員長	<p>他に質問はないだろうか。</p>
委員	<p>4点ある。まず、第2回委員会では審査が予定されているが、その際はプレゼンしていただけることになっているのか。</p>
事務局	<p>その通りである。事前に審査資料は送らせていただこうと考えている。</p>
委員	<p>2つ目の質問である。資料6の4ページ、「指定管理料の上限額」について、従来の指定管理料が約5360万円であったが、平成28年以降は約6500万円以上になり、1千万円以上増えていることになる。また、消費税は平成29年の10月から上がることになっていると思うが、平成29年から平</p>

	成 3 7 年の上限を見て逆算しても計算が合わない。
事務局	まず 1 千万円の違いについてだが、今年度設置する権利擁護センターの運営にかかる費用のことである。権利擁護センターの運営費は、平成 2 8 年度からは指定管理業務の中を含めようと考えている。そのため、委託料相当額については金額を上乗せする。また、現在手話通訳者の 2 4 時間派遣事業などを実施しているが、5 年前に決めた同じ金額で事業を続けており、かなり金銭面で圧縮していただいている。その部分を適正に算出した結果である。
委員	消費税のところはどうなっているのか。
事務局	増税は平成 2 9 年度からということで 1 年全体の金額にかけている。指定管理料は限度額であるので、多く見積もっているが、この金額に基づき社協がいくら提示してくるかは今後の話である。平成 2 9 年度の施行分は増税が施行された日からの、法律に基づいた支払額になるが、予算設定上は 1 年分掲げている。限度額方式である。
委員	平成 2 9 年とそれ以降を分けて上限を設けてはどうか。
事務局	年度途中で制度の変更があっても、年度通年の総額で考える。途中で支払額が変更されれば、その分支出額も変更は有り得る。
委員	資料 6 の 6 ページ (4) の ④、上から 4 つめの項目「申請書の添付書類」について、これは株式会社などの話であり、社会福祉法人には当てはまらないのだが。
事務局	社会福祉法人仕様にして修正させていただく。
委員	資料 6 の 9 ページ (1) 「モニタリング」において求められている関係書類とは、資料 7 の、6 ページにある (1) 事業計画書の作成・ (3) 事業報告書の作成、のことを指すのか。
事務局	この書類も求めるが、モニタリング専用の書面を求めることになる。様式は実績報告のようなものになる。県などから調査を求められた時のためのものである。
委員	資料 4 「生駒市福祉センター指定管理者候補者の選定について」に関する質問。指定管理期間を 1 0 年とする理由が書かれているが、ここに記載された

	理由だけでは弱いのでは。権利擁護センターとの関係性から10年間という理由を見出せるのではないか。
委員	社協がある程度の期間で資金のめどを立て人員人材を確保し養成していくため、10年間という期間を設けている。
事務局	(2)の文言については、委員指摘の部分を含め検討して、後日委員の皆様へ送付させていただく。
副委員長	生駒市の今後の高齢者の数や人口構成について、どのような動向か。
委員	平成32年には、後期高齢者の人数が前期高齢者の数を上回る見通しである。特に団塊の世代が後期高齢者になると尚更である。
事務局	平成27年度は4人に1人が高齢者。平成44年には3人に1人が高齢者となる見込みである。
委員長	ほかに質問がないため、案件4「生駒市福祉センター指定管理者候補者選定基準(案)について」の説明をしていただく。 (事務局説明)
委員長	質問等はないか。
副委員長	評価点は250点満点であるが、合格点は何点か。
事務局	前回に公募を行った際の結果からみると、おおむね8割が目安となっている。
委員	「提案内容の評価・点数」について、点数が不均等になっているが、これでよいのか。
事務局	この配点は前回の選定時と同様であり、評価が高ければ高いほどより一層高得点になるように設けられていると思われる。
委員	点数配分が不均等であることについて疑問が出てくるのではないだろうか。普通は「良い」が5、「悪い」が1であると思う。

事務局	配点については、前回との比較ができなくなってしまうが、ご指摘のように今回は正比例的な配点に改めるよう検討させていただく。
委員長	他に質問は無いようだが、事務局から連絡事項等はあるのか。
事務局	次回の委員会については、10月か11月に調整させていただくこととする。
委員長	以上で第1回生駒市福祉センター指定管理者候補者の会議は終了させていただく。